

「縁起」と〈寺院縁起〉概念をめぐる

——八世紀の古代文学の生成の一側面——

山口 敦史

一、序

「縁起」という語は、仏教の中心的思想を表わす語で、ごく基本的には「他との関係が縁となって生起すること」であり、「すべての現象は無数の原因（因^㉑ hein）や条件（縁^㉒ pratyaya）が相互に関係しあつて成立しているものであり、独立自存のものではなく、諸条件や原因がなくなれば、結果（果^㉓ phala）もおのずからなくなるといふこと」とされている。また、三枝充恵氏の説明によれば、「あるものの成立は、つねに多くの原因や条件などの共同による結果」だといふ考えが基本にあり、そのような概念を説明する術語として「縁つて起る」の意味の「縁起」という語が用いられるようになった。これは単に因とも、縁とも、因縁とも言われている。

本義としてはそのようなことが言えるが、「もともと原因や条件を追求し説明しようという姿勢から生まれたものであったため、これが転用されてさまざまな語義が生じ」、「神社仏閣や仏像・經典などの由来や沿革をも縁起といふことになったといふ³⁾。

そして日本では〈寺院縁起〉と呼ばれている文書の嚆矢は、天平時代に成立した、元興寺・大安寺・法隆寺などの「伽藍縁起并流記資財帳」であるとされている。さらに、同様の性格を持つ〈寺院縁起〉は全国の寺院で作られ所蔵されていた、と一般的な学説としてある。そして、このような理解を背景として、古代前期の文学作品（『日本書紀』や『日本書紀』などに〈寺院縁起〉が取り入れられたとも言われている。本稿で考えたいことは、『日本書紀』や『日本書紀』内部を究明する際に、〈寺院縁起〉概念をどのような前提をもって参与させて考えればよいのかという問題である。研究史上の概念としての〈寺院縁起〉を自明のものとして考える前に、われわれは、古代前期において何を〈寺院縁起〉として認定すればよいのか、また〈寺院縁起〉の影響と言った際に、そこからどのような作品理解の認識が表れてくるのか、などがさしあつた問題となろう。

具体的には、八世紀の日本で成立した「伽藍縁起并流記資財帳」について、そこに至るまでの表現上の累積があることを考えながら見ていきたい。それには古代の中国・朝鮮・日本で大量に作られた碑文・銘文・墓碑・造像記などを見ていく必要が

あろう。その上で、東アジアの仏教文化圏における「寺院」という制度の在り方と、そのような固有の制度の中で、八世紀の日本で「伽藍縁起并流記資財帳」がなぜ成立したかという問題が出てくることになる。これは、単に「寺院にまつわる説話」を「寺院縁起」とみなして研究する方法に、ある前提を置いてみるという試みである。以下、「寺院縁起」概念の位相を古代文学の研究に参与させるためのひとつの試みとして論じていきたい。

二、金石文から寺院縁起へ

日本で発生した寺院縁起の先駆を成すものとして、「碑」「銘」「墓誌」「造像記」などの金石文を想定する説がある。したがって、寺院縁起の成立までの前段階として、中国・朝鮮の金石文と、その表現を見習って成立した古代日本の金石文の表現を、しばらく見ていきたい（ここでは主として仏教関係の金石文を考察することにする）。

金石文の性格としては、紙ではなく石や金属に彫り付けることによって、その文章の普遍性と永遠性を祈念したものとして考えることができる。日本古代の金石文の先例としてあるのは、言うまでもなく中国の金石文である。古代前期（上代）の日本で容易に見られたと思われる外来典籍の中では、『文選』巻第五十九・碑文、『芸文類聚』巻第七十七・内典下・寺碑、『広弘明集』巻第十六・徳篇・寺刹・佛塔諸銘頌などに、「碑」「銘」「墓誌」などの文章を見ることができ、これらの金石文のうちで、寺院関係のものについては「○○寺碑（文）」、仏像関係のものに

ついては「○○佛像銘」などと題され、それぞれの由来と仏力の賛美とを記していることが多い。そして序を付したのもある。

『文選』巻第五十九に「頭陀寺碑文」がある。これは、序と「其辞曰」以下の文章からなる碑文本文とできていて、序では、まず仏教教理の基本である彼岸や涅槃の説明から始め、仏陀の誕生、仏法の衰微、馬鳴・龍樹による再興、そして中国の仏教伝来とその興隆、というように記述が成され、その上で「頭陀寺者、沙門釈慧宗之所立也」とあるように、頭陀寺の建立が慧宗法師によってなされたことを述べている。その後、頭陀寺はいったん廃絶するが、斉の時代に再興されたので、それを記念して碑文を草することが記されている。ここでは、斉の皇帝の威徳がたたえられている。碑文本文も基本的にはその内容をなぞることになるが、やはり斉の皇帝（江夏王）が仏教に理解を示したため寺の再建が成ったとし、皇帝賛美の語句が連ねられている。

銘は「佛像銘」としてある例が多いのだが、寺院に関する銘もある。『広弘明集』巻第十六・徳篇には「光宅寺刹下銘并序」を見ることができ、（『芸文類聚』巻第七十七・内典下では梁の沈約の作としてある）。これは時の皇帝と光宅寺との関わりを述べたもので、ここでも皇帝賛美の語が連ねられている。

「碑」や「銘」には、以下見てきた例とは別に、ひとりの人物の伝という形をとっているものもある。「墓誌」に故人の来歴を記そうという意識が出てくるのは当然考えられることだが、「碑」や「銘」についての捕え方をここでは確認してみる。

「文心雕龍」「誄碑」によると、

夫属碑之体、資乎史才。其序則伝、其文則銘。標序盛徳、必見清風之華、昭紀鴻懿、必見峻偉之烈。此碑之制也。夫碑実銘器、銘実碑文。因器立名、事先於誄。是以勒石讃勳者、入銘之域、樹碑述亡者、同誄之区焉。

とある。これを戸田浩暁氏の現代語訳を借りて説明すると、「碑文を作るということは、歴史家としての才能に依存する」のであり、そして「その序文の部分は伝記の形式で、その本文の部分は銘の形式である」という。また「人の盛徳を序べ標(しめ)し」、「大いなる事跡を明らかに記せば」、「これが碑文のきまり」になるとある。また後半では、碑文は誄より先にできたものであり、碑文のうちでも「石に刻んで勲功を賞賛」したものは銘の範疇に入り、「碑を樹てて死者のことを述べれば」それは誄の範疇に入るのである。

ここで重要なことは、碑文の創作が歴史の創作に準えられ、またその内容の上では、人物の「伝」の性格を持っているということである。その「伝」は、「伝」の記載の主体となる人物の事跡(歴史)を賛美する、という表現形式を多くとることが当然考えられる。この表現形式は、さまざまな外的な要因から「銘」「墓誌」「造像記」などと呼ばれたりするが、内実としては、特定の人物の事跡を編年体の記述によつて記し、さらにその人物の賛美の方法として奇跡や靈験を記す、ということが想定できる。事実、『文選』所収の碑文には、「郭有道碑文」「陳太丘碑文」「褚淵碑文」「齊故安陸昭王碑文」といった個人を称揚したものが見られる。こうして作られた、個人に関する「碑」や「銘」

が、特に仏教においては(個人あるいは複数の)信仰者の信仰の拠り所となつていったであろうことは、想像に難くない。ちなみに「梁高僧伝」巻第十四「高僧伝序録」には「顧惟、道籍人弘、理由教顯、而弘道釈教莫尚高僧」とあり、高僧の伝を筆録する目的が衆生の教化にはかならないことを示している。

さらに、中国では隋から唐代にかけて隆盛した三階教の教徒の間では、僧俗にかかわらず死ぬと終南山の榿梓谷に埋葬し、塔を立てることが習慣になつていふという。そうして建てられた塔に刻まれた文章が、「王居士博塔銘」や「化度寺邕禪師塔銘」などの高僧の伝として現存している。それらの文章は高僧の高徳や卓抜した能力を称えることに終始している。「梁高僧伝」神異篇に登場する高僧たちの例からもわかるように、人知を超えた奇怪な能力は賛美されるべきものである。そして、自分の内臓を取り出して洗つたり(竺法慧伝)、他人の死を予言したり(竺法慧伝)することが、負の認識へ向かうのではなく、高僧の偉大さの証明となつていふことと、それは通じていふ。つまり、一読したところ平板な印象を与える高僧賛美の碑文と、高僧の人知を超えた奇怪な能力を記した説話的表現とは、密接な関係にあるばかりでなく、ほぼ同一の理念を持つていふと解することができる。

そのことは、日本の文献としては『日本靈異記』上巻第二十六縁の説話(3)に表われている。百濟から来た禪師である多羅常は、呪言によつて病人を治し、「奇異」を表したので、持統天皇も「尊重して常に供養したまひ」とある。ここでは「奇異」の僧を等しく「諸人」と「天皇」が賛美し、その賛美の表明として「供

「養」——財産の寄進——という形がとられている（財産の寄進の問題については後述）。このように個人の伝としての碑文は、当該個人の高德の賛美という点から説話的表現へ向かうことが考えられる。

翻って、古代前期（上代）の日本の金石文では、『古京遺文』『続古京遺文』の中で考ええると、「銘」として個人の伝の体裁を取っているものとしては、「威奈真人大村墓誌銘」がある。個人の伝の形式を取っているものは、大部分が「……墓誌」の題となっている。これに対して、寺院の建立の由来を記したのとしては「薬師寺東塔椽銘」や「粟原寺鍔盤銘」などがある。「薬師寺東塔椽銘」は序と銘文からなり、天武天皇の死後、持統天皇が遺旨によってこの寺（薬師寺）を創建したことが記されている。そこには「先帝の弘誓を照らし、後帝の玄功を光かす。道は群生を濟ひ、業は曠劫に伝はらむ」とあるように、天皇と仏（王法と仏法）が並べて賛美されており、このことから寺院関係の金石文は、日本・中国とも共通してこのような特徴を持っているということが言えよう。

そこで金石文と〈寺院縁起〉の比較を行なうと、金石文は中国・日本ともに寺院の由来とその歴史の賞揚のために製作するものであるが、日本でいう〈寺院縁起〉は、国家の側に提出するという性格を持っている。また「流記資財帳」と組み合わせることからも、金石文とは製作動機を異にすると考える。内容的には時の権力者（皇帝・天皇）の賛美やそれらとの密接な繋がりを強調し、主題面での近似を示しているが、日本における〈寺院縁起〉には、それだけではない経済的な動機というも

のも考えられよう。これが「流記資財帳」の存在と関連していることは容易に想像できよう。

三、「縁起」と寺院縁起

ここでは「伽藍縁起并流記資財帳」という文書名としてあるもののうちで、「縁起」として記されている問題について考えてみたい。

そこで確認しておくべきことは、『日本書紀』『続日本紀』ともに、ただの一度も「縁起」という語は使われていないということである。

『日本書紀』に頻出するのは「縁」という語であるが、藤井貞和氏は、古代前期（上代）の文献に見られる（事物起源譚をあらわす）「縁」について、これが「縁起」「縁記」「本縁」などと同じく物事の由来または起源の意味として理解すべきことを述べている。藤井氏は古代前期（上代）の日本国内の文献や仏典における「縁起」「縁記」「本縁」の用例を上げているが、「縁起」に関しては仏典の『菩薩本生鬘論』（大正藏第三卷。各話の表題に「縁起」の語がある）や『万葉集』に用例があると、前者は「仏説の本縁譚（本生譚）」の意味、後者は「作歌事情」というような意味だが、由来あるいは起源の意味に含めていい」と述べている。古代前期（上代）の日本における「縁起」の用例は、前述した三つの寺院縁起（大安寺・法隆寺・元興寺の古縁起）のほかに、先にも述べた『万葉集』巻第十九の四二九二歌左注に「ただこの巻の中に作者の名字を称はず、ただ年月・所処・縁起のみを録せるは、皆大伴宿禰家持の裁作れる歌詞な

り」(傍点引用者)⁽¹⁵⁾とあるのが唯一のものである。年代的には天平勝宝五年二月の作と認められる。ここでの「縁起」は仏教的なものではなく、やはり藤井氏の言葉通り「作歌事情」「由来あるいは起源」の意味に解するべきものであろう。

「縁起」の語は『続日本紀』にも見られないことは前述したが、養老六年十二月条には次のように「縁記」の語がある。

十二月庚戌、勅して淨御原宮に御宇しし天皇の奉為に、弥勒像を造らしむ。藤原宮に御宇しし太上天皇には釈迦像、その本願の縁記は、写すに金泥を以てし、仏殿に安置す。

(傍点引用者)⁽¹⁶⁾

この記事は、すでに死者となつてゐる天武・持統両天皇を追善するために造仏をせよという詔である。この「縁記」の内容についてはよくわからないが、「縁起」とおそらく同義のものとして使われていたのではないか。⁽¹⁷⁾

総じて思うに、古代前期(上代)の日本においては「縁起」は仏典から来た語であることは間違ひなからうが、その意味としては広く「由来」「起源」などに考えられていたのではない。そのような、寺の「由来」「起源」などを記した文書ということ「縁起」という語が使われたのであつて、寺院の沿革を記すための書名として初めから「縁起」というジャンルがあつたわけではなからう。

典籍の名称としての「縁起」は、『暦代法宝記』(七七四年ころ成立か)の中に見られる。この記事は「資州徳純寺智洗禪師」の伝としてあり、智洗禪師は「化道衆生」のために「虚融観三卷。縁起一卷。般若心疏一卷」を表わしたとある。ここでの「縁

起一卷」は、衆生の教化のための変文のようなものではないかと思われる。また『大唐内典録』巻第五(大正藏第五十五卷、二八一a)にある「無礙縁起一卷」「発戒縁起二卷」⁽²⁰⁾は、これが書名からして何等かの仏教儀礼に使われた文書——衆生の教化を伴う——ではないかとの推測を起こさせる。こう述べる理由は、『敦煌変文集』にある「目連縁起」「醜女縁起」のようなのを、ここでは想起しているからである。「目連縁起」は、孝行息子の目連が悪行の母を救うために地獄巡りをする物語である。また「醜女縁起」は、醜女が仏に供養することによつて、その功德により美女になる話である。金岡照光氏は、敦煌変文の表題として記されている「変文」「変」「因縁」「縁」「縁起」は、いずれも同義の性格を持つものとして考えるべきことを述べている。⁽²¹⁾このことから、文書名としての「縁起」の包摂するジャンルはかなり幅広いことが想定できる。

古代前期(上代)における寺院縁起の性格を考えるひとつの例として、まず始めに『元興寺伽藍縁起并流記資財帳』(現在残されているのは醍醐寺本「諸寺縁起集」収載のもの。以下「元興寺古縁起」と称する)を、取り上げてみたい。⁽²²⁾

この『元興寺古縁起』には、終わり近くに、

牒す。去る天平十八年十月十四日を以て、僧綱所の牒を被るに併く。寺家の縁起並びに資財等の物、子細に勘録して、早に牒上すべし、てへり。牒の旨に依り勘録すること前のごとし。今事の状を具ひらかにし、謹みて以て牒上す。

天平十九年二月十一日 三綱 三人⁽²³⁾

と記してあることから、天平十九年二月の成立であるかのよう

に思われるが(そのように述べている辞書の解説もある)、福山敏男氏は、この縁起は成立年代の異なる複数の史料からなり、最終的な成立は奈良朝末期または平安朝初期であろうとのべている⁽²³⁾。そして福山氏は、この縁起の中の最も古い史料は露盤銘であり、その成立は推古朝のことであろうと述べている。この『元興寺古縁起』の作成された事情については福山氏は、奈良朝末期に元興寺側が豊浦寺をその支配下に置こうという意図から、すでにあつた〈豊浦寺縁起〉を改変したものであるとしている。この福山氏の主張が正しいとすると、前述した『元興寺古縁起』の天平十九年二月十一日付けの記載は虚偽ということになるが、この点に関しては福山氏は、「あるいは天平の資財帳が甚だしく増補されたのであるかも知れないが、その関係はなお明らかでない」と述べているだけである。

福山氏の奈良朝末期(または平安朝初期)成立説の論拠になつているのは、縁起文の用字や筆法が後代のものであるという認識である。しかし、私見では、この福山氏の論拠はまだ検討する余地を残していると考ええる。『元興寺古縁起』の大部分が、推古朝の成立と見なしがたい点については異論はない。しかし、実際の用字を検証する論拠が「靈異記の筆法を想起せしめ」「神仏の調和が企てられた時代の思想をあらわしており」「東大寺の銅版勅願文や四天王寺の御手印縁起などに極めて接近している」というところにはかないのなら(つまり明確に天平年間以降の用字といえないのなら)、それは天平年間の成立を妨げる論拠にはならないと思う。現に、福山氏が文武天皇のころの成立としてゐる丈六光銘については、この中に周代古音が用いら

れていることから、推古朝の成立としてきしつかえないとする意見がある⁽²⁴⁾。また築島裕氏は、露盤銘・丈六光銘とも推古時代の万葉仮名が用いられているとし、大矢氏の説に賛同している⁽²⁵⁾。『大安寺伽藍縁起并流記資財帳』(現在の祖本は大安寺旧蔵の正曆寺蔵本)・『法隆寺伽藍縁起并流記資財帳』(祖本は観心寺蓮蔵院所蔵本)と合わせて三つとも日付がたまたま同じ日に偽造されたとするならば、なぜそれが行なわれたかの理由が明らかにされなければならないだろう⁽²⁶⁾。

前述の三つの寺院縁起は、「天平十九年二月十一日」の日付が正しいとするならば)『日本書紀』成立後の史料ということになるが、『日本書紀』成立以前に日本全国から寺院関係史料(従来、縁起とよばれているもの)を集めたことについては、以下の記事がある。

秋九月の甲戌の朔丙子に、寺及び僧尼を校へて、具に其の寺の造れる縁、亦僧尼の入道ふ縁、及び度せる年月日を録す。是の時に当りて、寺四十六所、僧八百十六人、尼五百六十九人、并て一千三百八十五人有り。(推古紀三十二年九月条)⁽²⁷⁾

この記事の前の同年四月条には、仏教統制機関としての僧綱制度の制定に関する起源譚が記されている。このことから、中央政府が全国の寺院を管理統制するために「縁」の提出を求めたのだと考えられる。このような、中央政府の寺院統制の詔と、それに伴う寺院関係の文書の提出要求は、その後の記事にも見られるところであり(靈龜二年五月十五日条など)、資財帳の提出記事がそれに当たる。

現存する古代前期（上代）の日本の寺院縁起は、天皇と仏が並べて賛美されているばかりでなく、天皇が積極的に仏に恭順の意思を示している。「元興寺古縁起」では、

その時、天皇、即ち座より起ちて合掌したまひ、天を仰いで至心流涙し、懺悔を発して言ひたまはく、「我が現在の父母六親眷属、愚癡邪見の人に随ひて、三宝を即ち破滅焼流し、奉るところの物を反り取り滅す。しかれども、今我れ、等由良の後宮を以て尼寺とし、山林・園田・瀆・封戸・奴婢等を更に納め奉れり。また敬みて法師寺を造り、田園・封戸・奴婢等を納め奉れり。また敬みて丈六の二軀を造り、また自余の種々の善根を修めたり。この功德を以て、我が現在の父母六親眷属等の仏法を焼流せる罪、及び奉るところの物を返り取り滅せる罪を、悉く贖い除滅かんと欲ひ（以下略）

といった文章が続く³⁹。これは推古天皇が、自分の先祖の天皇が仏法を長らく排斥してきたことを懺悔し、これからの仏への恭順を誓っている箇所である（露盤銘には、欽明天皇が「報の業」を受けて死んだとある）。そして、それに追和して中臣・物部等の家臣も、今後は固く三宝を敬うことを誓うのである。それから、推古天皇は聖德太子を召して、「その事の状を細ひらかに知り、我が治しめしる時、凡そ仏法の起り来たれる相、並びに元興寺・建通寺等の成り来たれる相、及び我が発願、皆細ひらかに委しく記すことをせよ」と告げる。この天皇の言が縁起作成の動機として記されている。

『元興寺古縁起』のこのような記載は、福山氏が先に述べた

ように推古時代の事実とは考えられないが、かかる記事は聖武天皇が自らを「三宝の奴」（『続日本紀』天平勝宝元年四月一日条）と述べた聖武朝の政治理念と対応する形で表われたものである。そしてそれは、寺院にとつては、天皇の仏法への恭順が自らの寺院の創建につながっているという意識を表現したものであろう。

また、ここでは「山林・園田・瀆・封戸・奴婢等を更に納め奉れり」「また敬みて法師寺を造り、田園・封戸・奴婢等を納め奉れり」などとあるように、天皇の懺悔が具体的には寺院への財産の寄進としてあることに注目するならば、「資財帳」が「縁起」と併記されている意味を改めて考察する契機が生まれてこよう。

四、寺院財産と「資財帳」

「伽藍縁起」を伴わないものとして現存する資財帳としては、「西大寺資財流記帳」（宝亀十一年成立）、「阿弥陀悔過資財帳」（神護景雲元年成立）などがある。また『続日本紀』天平宝字八年七月十二日条に、紀寺の資財帳の存在を示す記事がある。

竹内理三氏によると、寺院の経営・維持に寄与している勢力には、朝廷・檀越・知識の三つがあるという。これらの中で、ここでは知識に注目してみたい。「知識」は、奈良時代の史料においては主として「善知識」の意味にとらわれている。竹内氏は、この知識が「僧尼の勸化に応じて財捨をし、以て往生浄土を得るの機縁たらんことを冀ふ」ことを述べ、また「而して、その財物は、往生浄土の機縁たるべきもの故、之を知識物と称した」

とも述べている。また中井真孝氏はより明解に、知識のことを「古代・中世において、僧尼の勸化に応じ仏事に結縁のため財物や労力を提供してその功德にあずかろうとする者を行い、さらにはその動機・行為や寄進した資財、結成された団体をいいう」と定義している。³⁵この「知識」の語は、『続日本紀』や『寧楽遣文』所収の經典跋語・金石文などに散見される。ここでは知識は「知識結」という集団を形成し、さまざまな事業に従事し、寺院の財産の形成・維持に寄与したことがわかる。

竹内氏はその知識の行なった事業（氏は「知識の効果」と表現している）を六種類に分けている。

- (1) 造寺造塔
- (2) 写経
- (3) 造像
- (4) 悔過法会
- (5) 薬油料
- (6) 建碑・義橋

上述の(1)～(6)の事業は、そのままこの時代の仏教信仰のあり方を示すものとして見るができる。つまり、信仰というものが、このように形式として、目に見えるものとして示される必要があるだったのである。寺院にとつては財産を目に見える形で残しておく——記録する——ことは、大事な宗教的行為になる。

この意味からみて、ここで重視したいのは(4)の悔過法会である。悔過とは言うまでもなく、自己の罪過を仏の前で懺悔する儀礼のことである。これが国家レベルになると国家安穩・五穀豊穰・治病息災などの祈願を行なうことになる。前者の個人レベルのものにせよ、後者のレベルにせよ、おそらく布施という形で財産の寄進が行なわれたことは充分考えられる。寺院にある財産の管理は、この意味でも重要だったと言いうことができる。

悔過と資財帳の結び付きは、前述した「阿弥陀悔過資財帳」の存在からも推し量ることができる。この文書との関連性が指摘されているものとして、正倉院文書の「阿弥陀悔過知識交名」(『大日本古文書』巻十七、一一一頁)がある。また同じ正倉院文書に、物部道成が「悔過知識」を奉るために三日間の休暇を申し出ている文書がある(『大日本古文書』巻十七、五八八頁)。これらの史料から考えるに、悔過の際には財産・財物の寄進が行なわれており、それは文献上はしばしば「知識」と表現されていたことがわかる。そして、これは悔過という場で行なわれた、信仰者の「捨身」の意識と関わってくる。捨身とは、仏の前に自己の肉体を捧げる修行である。有名なものとしては『法華経』巻六「薬王菩薩本事品」の焼身供養などがある。しかし六朝時代の中国では皇帝や貴族たちが寺院に自己の財産を寄進することを捨身と称した。なかでも有名なものとして梁の武帝の四度の捨身がある³⁶。また沈約の「捨身願疏」(『広弘明集』巻第二十八)にも財産の寄進の問題が語られている³⁷。私見では聖武天皇の仏教信仰——「三宝の奴」と称するなどの行動——の問題を、この中国六朝時代の皇帝や貴族たちの捨身から説明できるのではないかと考えるが、この問題は、前述した『元興寺古縁起』(聖武天皇在位中の成立)に、なぜ推古天皇の懺悔の記事が載っているのかの原因を考えることにもつながってこよう。さらにそれと関連して、いわゆる「伽藍縁起」と「流記資財帳」との結びつきについても考えを巡らすことができる。「伽藍縁起」にみる「縁起」の文章のジャンルは、中国では前述したように、法会における懺悔や衆生教化のための物語であ

ると推測される。一方、「流記資財帳」も法会の場における財産の蕩尽や捨身と深い関連があるのなら、古代日本の「寺院縁起」は、法会という場において、「伽藍縁起」と「流記資財帳」とが一体となって機能していたと言えるのではなからうか。少なくとも、この両者を各寺院が文書として作成し、保持していた理由は前述のような観点からも考えられるのではないか。

五、〈寺院縁起〉と『日本靈異記』

ここでは、古代前期の文学といわゆる「寺院縁起」との関係が、これまでどのように論じられてきたか、そして現時点ではどのようなことが言えるかを考える。

『日本靈異記』と寺院縁起との関係については、守屋俊彦氏、多田一臣氏などの論及がある。たとえば守屋氏は「寺院縁起発掘」の中で、「大安寺伽藍縁起并流記資財帳」の縁起は「寺と天皇との関係が主として語られることになった」のに対し、『日本靈異記』の大安寺関係説話は民衆に向かって語られたものであるとしている。そして、「古代の寺院縁起には、公的と私的、朝廷向けと民衆向け、の二通りの縁起譚があつたとみて置いてもよいのではないだろうか」としている。ただし「公的」なものには「縁起」と呼んでよいだろうが、「私的」で「民衆向け」の「縁起」をどのようなものとして想定するかに問題が残っているよう。その意味からすると『日本靈異記』の説話は、明らかに「伽藍縁起并流記資財帳」とは別の性格を持つものとして認識できる。「伽藍縁起并流記資財帳」を「寺院縁起」と呼ぶならば、『日本靈異記』説話は寺院関係説話とも呼ぶべきだろう。多田氏

はこの問題について、

『靈異記』に収められたこれらの縁起は、官に提出された縁起とは違い、開創の由来が歴史として述べられるだけでなく、そこに生ずる奇跡や靈験に関心が注がれる傾向が著しい。このことは、縁起が説話の枠に組み入れられた結果であったとも考えられるが、それ以上にむしろ縁起が現実の説教の場で、一種の靈験譚として語られていたことを示している。これに対し官に提出された縁起は、提出に際して開創の歴史のみを記し、まとめあげたものであることがわかる。

と述べている。基本的に首肯できるが、ただ『日本靈異記』が「縁起が説話の枠に組み入れられた結果」により成ったという見解については、「組み入れ」という「縁起」をどこまで実体的に想定できるかが問題にならう。

中野猛氏は『日本靈異記の縁起』を論ずるにあたって、「縁起説話と呼ぶものは様々であるし、定義もむづかしい」と述べた上で、上巻第五縁（特に、いわゆる「比蘇寺縁起」の箇所）と中巻第二十一縁（東大寺綱索堂の由来譚）は寺院の縁起説話として認めてよからうという判断を下している。しかし、上巻第七縁（三谷寺建立の由来譚。テーマは龜報恩譚にある）については、この話の原典である『冥報記』の説話が寺院とは関係ないことを指摘している。また中巻第八、十二縁の蟹報恩譚は寺院とは関係がないが、類話の『法華験記』巻下、百二十三話は蟹満多寺の縁起となっていることを、これまで指摘している。そして中野氏は、仏像の靈験譚その他を縁起説話の中に加える

と、「縁起説話の範囲はきわめて漠然としたものになり、寺院を舞台とした説話、仏像に関する説話はことごとく縁起説話ということになりかねない」とも述べている。

ここから考えるに、ある構成を持った話型を説話として定着させる際に、何等かの主題を付与して縁起譚とすることは容易であろうということである。「縁起」を寺院関係の説話にのみ限定して考えることは適当ではない。

例えば、上巻第三十縁は膳の臣広国の冥界遊行譚とされている。広国は慶雲二年九月に急死するも三日後に蘇生して冥界の様子を語る。そこでは、悪報により苦しめられている父は広国に、「汝、急やかにわがために仏を造り経を写し、罪の苦を贖へ。慎々、忘ることなかれ」と言い残す。そのため広国は、「その父の奉為に、仏を造り経を写し、三宝を供養して、父の恩を報いまつり、受くるところの罪を贖ひき」とあるのだが、もしこの後に、そのとき造られた仏像が現存していることが記されていれば、説話全体が造仏縁起と見なされるであろうし、寺院の建立を記述したならば、説話全体は容易にその寺院の「縁起」として認められるだろう。このことは、説話の「語り手」の恣意的な推敲により、説話の主題がいくらでも変容する可能性を示している。その主題を決定する場、推敲を可能にする場として、仏教儀礼の場を想定できるのではないか。

六、結

古代日本における寺院縁起の源流は、従来言われている金石文の系譜に置くよりも、法会などの仏教儀礼において何等かの

機能を持った文書の名称としてあることを、中国の用例や、現存の寺院縁起の内容などから推論した。そして、その寺院縁起が資財帳と共にあることの理由、また『日本靈異記』の〈寺院縁起〉利用の問題などについて考えた。古代の文献の成立にあたって、その先行史料として「縁起」が利用されたという言い方がよくされるが、古代人が「縁起」と命名した文献と、現代の研究者が話型から「縁起」と命名したものとを混同して論ずることには注意が必要だろう。寺院縁起については、説話との関わりを含めて、これまでの研究史における概念を再検討する必要を感じる。論じきれなかった問題も多いが、ひとまずのまとめとする。

注(1) 中村元『仏教語大辞典』（縮刷版、東京書籍、昭和五十六年）。

(2) 三枝充恵・中村元『パウツグ』（小学館、昭和六十二年）。

(3) 中村元ほか編『岩波仏教辞典』（岩波書店、平成元年）。

(4) 水野柳太郎氏は「寺院縁起は、日本に仏教が伝来する以前に中国や朝鮮で成立していたであろうから」（『寺院縁起の成立』『日本古代の寺院と史料』吉川弘文館、平成五年）と述べているが、具体的にどのようなものは記していない。中野猛氏は「縁起という言葉を寺院の建立説話に使用すること自体、日本独特の語であるようである」（『靈異記以前の縁起について——縁起説話研究序説——』『馬淵和夫博士退官記念説話文学論集』、大修館書店、昭和五十六年）と述べている。

(5) (4) 中野前掲論文。東野治之、「『続日本紀』所載の漢文

作品」(『日本古代木簡の研究』塙書房、昭和五十八年)。多田一臣「寺の縁起」(『古橋信孝編』『日本文芸史』第一巻・古代I、河出書房新社、昭和六十一年)など。

(6) これらが日本の金石文の文章の典故としてしばしば用いられたことについては、諸氏の研究がある。(5)東野前掲論文。藏中しのぶ「南天竺婆羅門僧正碑并序」と高僧伝——仏教漢文伝の文学史的意義——(『水門』第十五号、昭和六十一年十一月)など。

(7) 引用は以下、小尾郊一「文選(文章編)七」(『全釈漢文大系』集英社、昭和五十一年)から。

(8) 戸田浩暁「文心雕龍上」(『新釈漢文大系』明治書院、昭和四十九年)。

(9) 上代漢文伝の源流に「文選」や「弘明集」所収の墓誌・碑文を想定する考えは、藏中しのぶ氏の論に見られる。「上代漢文伝の成立と『続日本紀』——官人薨卒伝と僧伝の性格のちがいがから——」(『上代文学』第六十四号、平成二年四月)。

(10) 『梁高僧伝』(文殊出版社、中華民国七十七年)。

(11) 神田喜一郎「王居士塔塔銘」(『書道全集』第八巻、平凡社、昭和三十三年)。

(12) 神田喜一郎「三階教に関する隋唐の古碑」(『神田喜一郎全集』第一巻、同朋舎、昭和六十一年)。

(13) 小泉道校注『日本靈異記』(新潮日本古典集成、新潮社、昭和五十九年)。以下同じ。

(14) 引用は、上代文献を読む会編『古京遺文注釈』(桜楓社、平成元年)。以下同じ。

(15) 「コトノモト・モト・ムカシ」(『物語文学成立史』東京

大学出版会、昭和六十二年)。

(16) 中西進「万葉集全訳注原文付四」(講談社文庫、昭和五十八年)。

(17) 『続日本紀二』(新日本古典文学大系、岩波書店、平成二年)。

(18) 『出三藏記集』巻第十二所収「法苑雜縁原始集目錄」(釈僧祐撰)には、「縁記」と題された八十六の文書名が見られる(大正蔵第五十五巻、九〇b、九二b)。これらの文書の性格については改めて考察の機会を持ちたい。

(19) 大正蔵五十一巻、一八四b。

(20) 『法苑珠林』巻第百、伝記篇(大正蔵第五十三巻、一〇二三a、b)にもある。また、『新唐書』芸文志三にも見られる。

(21) 後代のものであるが『東大寺要録』所収の「縁起」の性格なども合わせて考えるべきであろう。堀池春峰「東大寺要録編纂について」(『南都仏教史の研究』上、東大寺法蔵館、昭和五十五年)参照。この論では「資財帳」についても考察している。

(22) 人民文学出版社、昭和三十三年。

(23) ペリオ二一九三号。現代語訳は福井文雅・松尾良樹他訳『大乘仏典(中国・日本編)・敦煌I』(中央公論社、平成四年)。

(24) ペリオ三〇四八号。現代語訳は入矢義高編『仏教文学集』(中国古典文学大系、平凡社、昭和五十年)。

(25) 「変・変相・変文札記」(『東洋学論叢』東洋大学文学部紀要第三十集、仏教学科・中国哲学文学科篇II)昭和五十一年三月)。

- (26) 『元興寺古縁起』の成立については松木裕美「二種類の元興寺縁起」(『日本歴史』第三二五号、昭和五十年六月)、構成については田村円澄「元興寺古縁起(元興寺伽藍縁起并流記資財帳)」私釈・私考(井上光貞博士還暦記念会編『古代史論叢』中巻、吉川弘文館、昭和五十三年)参照。
- (27) 『寺社縁起』(日本思想大系、岩波書店、昭和五十年)以下同じ。
- (28) 『日本建築史研究』(墨水書房、昭和四十三年)。初出は昭和九年。以下同じ。
- (29) 大矢透『仮名源流考及証本写真』(国定教科書共同販売所、明治四十四年)。昭和四十五年、勉誠社にて再刊。
- (30) 「古代の文字」(講座国語史 第二巻 音韻史・文字史)大修館書店、昭和四十七年)。
- (31) (4) 水野前掲論文では、僧綱から雛形が示された可能性を想定している。
- (32) 『日本書紀』下(日本古典文学大系、岩波書店、昭和四十年)。
- (33) 山田直巳氏は、これら一連の記事を「靈異の想像力」という論点から論じている(『寺院縁起』論——ことばと靈異の想像力——)『異形の古代文学』新典社、平成五年)。
- (34) 『奈良朝時代に於ける寺院経済の研究』(大岡山書店、昭和七年)。
- (35) 『共同体と仏教』(『日本古代仏教制度史の研究』法蔵館、平成三年)。
- (36) 拙稿「日本靈異記と中国仏教——下巻第三十八縁をめぐって——」(『上代文学』第六十六号、平成三年四月)で一部論じた。
- (37) 森三樹三郎『梁の武帝—仏教王朝の悲劇—』(平楽寺書店、昭和三十一年)に詳しい。
- (38) 辰巳正明「六朝士大夫と憶良」(『万葉集と中国文学 第二』笠間書院、平成五年)参照。
- (39) このことと関連して近年、『日本靈異記』の説話は法会場の場において唱導・説法に使用されたものであることを論じた中村史氏の一連の論考があり、注目される。『日本靈異記』収載の六斎日説話(福田晃編『日本文学の原風景』三弥井書店、平成四年一月)、『日本靈異記』観音説話と法会唱導(『仏教文学』第十六号、平成四年三月)など。また古代文学における仏教儀礼のはたす役割について、猪股とさわ氏の研究がある。「宮廷と寺院—皇后宮の維摩講から—」(古代文学会例会口頭発表表、平成四年十二月五日)など。
- (40) (5) 多田前掲論文では、宣命体という点から、「縁起」が説教の場における講説として存在したと述べている。
- (41) 『日本書紀』と寺院縁起の関係については、松木裕美「日本書紀編纂と寺院縁起」(『国学院大学大学院紀要』第六輯、昭和五十年三月)に論がある。
- (42) 『日本靈異記論』(和泉書院、昭和六十年)。
- (43) (5) 多田前掲論文。
- (44) (4) 中野前掲論文。

〔付記〕

本稿は、一九九三年一月九日の古代文学会例会での口頭発表をもとに、加筆補正を加えたものである。席上、御教示を頂いた諸氏に深謝申し上げる次第である。